

給付金



桂川町物価高騰対策支援給付金

住民税非課税世帯に
3万円を支給

健康福祉課 福祉係 ☎65・0001

国の経済対策として、物価高騰により特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯などに対して、給付金3万円および、当該世帯に18歳以下の子どもがいる場合には、こども加算（1人2万円）を支給します。

【対象世帯】住民税非課税世帯

基準日（令和6年12月13日）において、桂川町住民基本台帳に登録されており、かつ世帯全員の令和6年度分の住民税均等割が非課税である世帯。ただし、左に該当する世帯は対象外となります。

- ・住民税均等割が課税されている者の扶養親族などのみからなる世帯
- ・世帯の中に未申告の方がいる世帯
- ・租税条約による住民税の免除を届け出ている人がいる世帯
- ・桂川町以外で本給付金と同様の給付金の受給対象となった世帯

【支給額】

対象1世帯あたり3万円および、支給対象世帯に属する18歳以下のこども1人につき2万円を加算。（支給は1回のみ）

【申請・支給方法】下記参照

申請・手続きおよび支給方法など

1 上記の対象世帯のうち、令和5年7月～9月に実施した令和5年度桂川町物価高騰緊急支援給付金（3万円）を、口座振込で受給した

NO

YES

2 ①の時点と令和6年12月13日の時点で、世帯状況が同じである

NO

YES

3 同世帯内に令和6年度の確定申告が未申告の方がいない

NO

YES

申請書の提出が必要です

該当世帯には申請書等を2月下旬頃に送付していますので、申請期限までに手続きをお願いします。

申請期限

令和7年7月31日まで
（当日消印有効）

申請・手続きは不要です

給付金は令和7年3月中に、前回給付金振込口座に振り込む予定です。